

申請手続等の見直しに関する調査
—戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心として—

結果報告書

平成29年3月

総務省行政評価局

前 書 き

国民が行政機関に国家資格の登録や事業の許可等の申請等（以下「申請手続等」という。）を行う場合、申請書の作成、必要書類の添付、手数料の支払等その手続には一定の負担を伴う。

申請手続等の負担については、「申請負担軽減対策」（平成9年2月10日閣議決定）において「添付書類は、申請書等の記載事項の真実性を裏付けるため及び諾否等の判断を行うために必要不可欠のものに限る」とされ、国民負担の軽減を推進するとされていることから、不断の見直しが必要である。総務省においても、申請手続等に係る調査を実施するなど申請手続等の見直しの推進に継続的に取り組んできている。

申請手続等における申請書等の添付書類には、様々なものがあり、このうち、戸籍謄本又は戸籍抄本（以下「戸籍謄本等」という。）については、多くの申請手続等において提出が求められているところであるが、住民票の写しの提出に比べ、申請者に対して取得の費用・手間の面から多くの負担となっている。

そして、このような状況に対し国民から、i) 戸籍謄本等の提出に代えて、住民票の写しの提出を認めてほしい、ii) 提出した戸籍謄本等を返却してほしいとする要望がみられる。

この調査は、以上のような状況を踏まえ、申請手続等における国民負担の軽減を図る観点から、戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心として、申請手続等における提出書類の取扱状況の実態を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1 調査の目的等	1
第2 調査結果	
1 戸籍謄本等に関連する申請手続等の概要と現状	2
2 本人確認等のために必要としている戸籍謄本等の提出の見直し	
(1) 関連制度等	4
(2) 調査結果	5
3 相続時に提出する戸籍謄本等の返却の推進	
(1) 関連制度等	56
(2) 調査結果	56

図 表 目 次

第 2 調査結果

1 戸籍謄本等に関連する申請手続等の概要と現状

表 1 申請負担軽減対策（平成 9 年 2 月 10 日閣議決定）〈抜粋〉	3
---------------------------------------	---

2 本人確認等のために必要としている戸籍謄本等の提出の見直し

(1) 関連制度等

表 2- (1) -ア-① 戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）〈抜粋〉	9
表 2- (1) -ア-② 戸籍謄本（全部事項証明）の記載のひな形	10
表 2- (1) -ア-③ 戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）〈抜粋〉	11
表 2- (1) -ア-④ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号） 〈抜粋〉	11
表 2- (1) -イ-① 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）〈抜粋〉	12
表 2- (1) -イ-② 住民票の様式例	13
表 2- (1) -ウ-① 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）〈抜粋〉	13
表 2- (1) -ウ-② 身分証明書の様式例	14

(2) 調査結果

表 2- (2) -① 調査実施手続一覧	15
表 2- (2) -② 戸籍謄本等の提出が必要な手続一覧	22
表 2- (2) -ア 本籍記載のある住民票の写しの提出で本人確認等が可能と考えられる 手続	26
表 2- (2) -ア - i ~ xi 本籍記載のある住民票の写しの提出で本人確認等が可能と考 えられる手続（No. 1~5、7~9、12~14 の手続）	27
表 2- (2) -イ 氏名等の変更があった者のみ戸籍謄本等の提出を求め、それ以外の者は 本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書の提出で本人確認等が可能 と考えられる手続	38
表 2- (2) -イ - i ~ x 氏名等の変更があった者のみ戸籍謄本等の提出を求め、それ以 外の者は本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書の提出で 本人確認等が可能と考えられる手続（No. 1、2、17~24 の手続）	39
表 2- (2) -イ - xi 氏名等の変更があった者のみ戸籍謄本等の提出を求め、それ以外の 者は本籍記載のある住民票の写しの提出で本人確認等を行っている 手続	49
表 2- (2) -ウ 戸籍謄本等の提出を求めることについて一定の合理性があると認められ た手続	50
表 2- (2) -ウ - i ~ iv 戸籍謄本等の提出を求めることについて一定の合理性がある と認められた手続（No. 2、6、7、8、11 の手続）	52

3 相続時に提出する戸籍謄本等の返却の推進

(1) 関連制度等

表 3- (1) - ① 戸籍謄本等の返却又はコピーの受付の実施方法	60
表 3- (1) - ② 戸籍謄本等の提出が求められる相続手続	61

(2) 調査結果

表 3- (2) - ア - (ア) - i 申請者の負担の軽減を図る観点から、戸籍謄本等を申請者に返却している例	62
表 3- (2) - ア - (ア) - ii 不動産登記規則等における戸籍謄本等の返却に関する規定	63
表 3- (2) - ア - (ア) - iii 法務省のホームページにおける戸籍謄本等の返却に関する説明	64
表 3- (2) - ア - (イ) - i 請求者の負担の軽減を図る観点から、戸籍謄本等を請求者に返却している例	65
表 3- (2) - ア - (イ) - ii 国民年金市町村事務処理基準等における戸籍謄本等の返却に関する規程	66
表 3- (2) - ア - (イ) - iii 日本年金機構のホームページにおける原本の返却に関する説明	67
表 3- (2) - イ - (ア) - i 法令等に根拠がないとするもの	68
表 3- (2) - イ - (ア) - ii ~ viii 法令等に根拠がないなどとして、戸籍謄本等を返却することとされていない例 (No. 1~9 の手続)	69
表 3- (2) - イ - (イ) - i 手続実務を行う地方公共団体等の判断で戸籍謄本等を返却するものであるとするもの	78
表 3- (2) - イ - (イ) - ii 手続実務を行う地方支分部局の判断で戸籍謄本等を返却するものであることから、戸籍謄本等を返却することとされていない例 (No. 1 の手続)	79
表 3- (2) - イ - (ウ) - i 他機関からの照会等に備えて戸籍謄本等を保管する必要があるとするもの	80
表 3- (2) - イ - (ウ) - ii 他機関からの照会等に備えて戸籍謄本等を保管する必要があるとしていることから、戸籍謄本等を返却することとされていない例 (No. 3~11 の手続)	81
表 3- (2) - イ - (エ) 事務的負担の増加を懸念しているもの	83
表 3- (2) - イ - (オ) 戸籍謄本等の返却の要望がないとするもの	83
表 3- (2) - ① 法定相続情報証明制度 (仮称) について	84